

公演等の開催に際してのお願い

鎌倉市生涯学習センターにおいて、コンサートや演劇、講演会等の公演等（以下「公演等」）を開催する場合には、公演の主催者（以下「公演主催者」）が以下の措置を講じてくださるようお願いいたします。

1 公演前

- ・ 各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 接触確認アプリ（COCOA）や神奈川県のLINEコロナお知らせシステムを活用して、公演来場者の感染状況等の把握を行う。
- ・ 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフ等に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 公演スタッフは、自宅で検温を行うこととし、平熱+1度以上の熱がある場合には自宅待機とする。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。
- ・ 本ガイドラインに沿う取組を行う旨を施設のホームページや掲示物等で公表する。

2 公演等当日

- ・ 公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - 体温管理（入場時の検温実施等）、衛生管理等を実施する。
 - 有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。
 - マスク着用を徹底する。持参していない場合は公演主催者より配布する等対応する。また、マスクを着用していない場合は個別に注意等を行う。
 - 定期的な手指消毒を徹底する。
 - 大声を出す者がいた場合は、個別に注意等を行う。
 - 座席は原則として指定席とする。
 - 座席は最低座席は最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて配置する。
 - 合唱等の演者が発声する公演等については、舞台から公演来場者の間隔を最低2m確保するとともに、演者間の感染リスクが低減される措置を講ずる。また、演者間での感染リスクへ対処する。
 - 演者等と公演来場者が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある公演等については開催を見合わせる。
 - 公演等中の来場者同士の接触は控えるよう周知する。
 - 来場者と接触するような演出（来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等）は行わないこととする。

（裏へ）

- 公演等に係る演者のグッズ販売は、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する、またはオンラインで行う。
- ・ 公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。
- 公演等の運営に必要な最小限度の人数とする。
- マスク着用や手指消毒を徹底する。
- 自宅で検温を行うこととし、平熱+1度以上の熱がある場合には自宅待機とする。
- スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- スタッフに感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・ 入退場時には、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すことや、人が密集しないような工夫（時間差入退場等）を行う。
- ・ 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
- ・ 公演等の前後及び休憩中等に、会場内の換気を行う。
- ・ 人員の配置や導線の確保等により、休憩時間や待合場所等での密集を回避する。
- ・ 入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。
- ・ 公共交通機関・飲食店での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用について注意喚起する。
- ・ 退場時に来場者に対し、公演等後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方を、再度周知する。
- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ・ 感染が疑われる者が公演等中に発生した場合、以下のとおり対応する。
- 速やかに別室へ隔離を行う。
- 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
- 感染が疑われる者が確認された部屋の換気を行う。
- 講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- 感染が疑われる者と接触した職員等および来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
- 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。
- ・ 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。